民 間 給 与 関 係

平成25年職種別民間給与実態調査の概要

今回の報告の基礎となった職種別民間給与実態調査の概要は、次のとおりである。

1 調査目的

職員の給与と県内の民間従業員の給与とを比較検討するための基礎資料を得ることを目的とする。

2 調査時点

平成25年4月分最終給与締切日現在

3 調査範囲

- (1) 調査対象事業所 常勤の従業員数が、企業規模50人以上で、かつ、事業所規模50人以上の民間事業所
- (2) 調査対象職種 支店長等78職種(うち初任給関係職種19職種)

4 調査対象の抽出

- (1) 事業所の抽出 上記3(1)に該当する591事業所のうち規模及び産業等により 層化し217事業所を無作為に抽出した。
- (2) 従業員の抽出 調査事業所の従業員のうち、調査職種の定義に該当するもの を抽出した。

調査実人員は7,981人(うち初任給関係職種423人)、調査職種該当者(母集団)の推定数は30,663人であり、うち行政職に相当する調査実人員は6,732人(うち初任給関係職種391人)、当該調査職種該当者(母集団)の推定数は20,140人である。

5 調査項目

- (1) 事業所票(1) 賞与等の支払状況
- (2) 事業所票(2) 賞与、諸手当の支給状況、給与改定、雇用調整等の状況
- (3) 個 人 票 年齢、職種、学歴、きまって支給する給与、時間外手当及び 通勤手当等
- (4) 初任給調査票 学歴別初任給月額及び該当従業員数

産業別·規模別調査事業所数

企業規模 産 業	全規模計	500 人以上	100 人以上500 人未満	50 人以上100人未満
全 産 業 き	201	65	103	33
農 業 , 林 業 漁 業	0	0	0	0
鉱業,採石業,砂利採取業 建 設 業		10	9	6
製 造 業	94	30	50	14
電気・ガス・熱供給・水道業情 報 通 信 業 運 輸 業 , 郵 便 業	34	14	14	6
卸 売 業 , 小 売 業	7	2	5	0
金融業,保険業不動産業,物品賃貸業		4	2	0
教 育 ,学 習 支 援 業 医 療 , 福 社 サ ー ビ ス 業	35	5	23	7

- (注) 1 上記のほか、実地調査に際し、調査不能の事業所が16あった。
 - 2 いずれも事業所規模は50人以上の事業所である。
 - 3 「サービス業」に含まれる産業は、日本標準産業大分類の学術研究,専門・技術サービス業、 宿泊業,飲食サービス業、生活関連サービス業,娯楽業、複合サービス事業(郵便局に分類さ れるものを除く)及びサービス業(他に分類されないもの)(宗教及び外国公務に分類されるも のを除く)である。

職種別民間給与の支給状況

その1 公民給与比較の対象職種

1 企業規模計

					== *	平均	平成25年	4月分平	均支給額	
	H	哉 種	名		調査	平均	きまって支給			備考
	,	- III	711		実人員	年齢	する給与	うち時間外	(A-B)	ин
					人	歳	(A) 円	手当 (B) 円	円	
	-			E						「構成員50人以上の支店(社)の長
	支	,	店	長	17	53.2	738,434	0	738,434	【構成員50人以上の支店(社)の長 (取締役兼任者を除く。)
		大	学	卒	12	51.1	740,825	0	740,825	
		短	大	卒	-	_	-	_	_	
		高	校	卒	5	58.4	732,669	0	732,669	
事		中	学	卒	-	_	-	-	_	
務	工	:	場	長	20	53.1	757,224	0	757,224	横成員50人以上の工場の長 (取締役兼任者を除く。)
		大	学	卒	13	52.4	767,485	0	767,485	
		短	大	卒	4	52.9	795,957	0	795,957	
技		高	校	卒	2	55.2	660,303	0	660,303	
術		中	学	卒	*	*	*	*	*	
,,,	事	務	部	長	125	52.5	550,488	846	549,642	横成員20人以上又は2課以上の部の長 職能資格等が上記部の長と同等と認められる部 の長及び部長級専門職 (取締役兼任者を除く。)
関		大	学	卒	86	52.7	562,974	761	562,213	(WHILE BELLVO)
係		短	大	卒	7	44.2	483,543	0	483,543	
		高	校	卒	32	53.9	534,782	1,227	533,555	
職		中	学	卒	-	_	-	-	_	
種	技	術	部	長	178	52.2	639,113	2,401	636,712	同上
		大	学	卒	150	52.2	659,847	1,254	658,593	
		短	大	卒	4	53.5	545,933	2,179	543,754	
		高	校	卒	24	51.5	543,021	8,653	534,368	
		中	学	卒	-	_	_	_	=	

(注)「*」は、調査実人員が1人の場合である。(以下本表において同じ。)

					調査	平均	平成 25 年	4月分平	均支給額	
	毦	 我	重 名			·	きまって支糸			備考
		, ,			実人員	年齢	する給与	うち時間外	(A-B)	VIN
					人	歳	(A) 円	手当 (B) 円	円	
	事	務	部次	長	46	51.8	496,349	860	495,489	前記部長に事故等のあるときの職務代行者 職能資格等が上記部の次長と同等と認められる 部の次長及び部次長級専門職
		大	学	卒	37	51.5	506,122	908	505,214	CHAST CONTROL HAD CONTROL OF 1 July
		短	大	卒	3	48.3	440,963	2,167	438,796	
		高	校	卒	6	55.0	459,304	0	459,304	
事		中	学	卒	=	I	-	-	_	
務	技	術	部 次	長	40	50.2	569,054	4,055	564,999	同上
		大	学	卒	23	49.1	626,650	2,679	623,971	
•		短	大	卒	2	48.4	716,870	0	716,870	
技		高	校	卒	15	51.5	488,982	6,028	482,954	
術		中	学	卒	-	=	_	-	_	C
	事	務	課	長	355	49.0	504,564	8,637	495,927	構成員10人以上又は2係以上の課の長職能資格等が上記課の長と同等と認められる課の長及び課長級専門職
関		大	学	卒	226	48.2	515,521	6,682	508,839	
係		短	大	卒	22	47.6	463,970	8,328	455,642	
小岩田		高	校	卒	107	50.8	490,902	12,628	478,274	
職		中	学	卒	_	l	_	-	_	
種	技	術	課	長	487	47.5	520,608	6,535	514,073	同上
		大	学	卒	305	46.6	531,054	6,157	524,897	
		短	大	卒	39	49.1	510,160	4,420	505,740	
		高	校	卒	142	49.1	501,650	7,949	493,701	
		中	学	卒	*	*	*	* - 92	*	

- 92 -

							亚 成 25 年	4月分平	均支給額	
					調査	平均	きまって支糸		75 2 70 10	
	F	戠 種	1 名		実人員	年齢	する給与	うち時間外	(A-B)	備考
							(A)	手当 (B)		
					人	歳	円	円	円	
	事	務課	長 長 化	代 理	140	46.3	493,894	47,255	446,639	√ 前記課長に事故等のあるときの職務代行者 課長に直属し部下に係長等の役職者を有する 者 課長に直属し部下4人以上を有する者
		大	学	卒	91	44.6	478,011	40,049	437,962	職能管格等が上記課長代理と同等と認められる課長代理及び課長代理級専門職
		短	大	卒	7	43.4	408,349	20,794	387,555	
		高	校	卒	42	50.4	541,222	66,857	474,365	
事		中	学	卒	_	-	=	-	-	
務	技	術 誹	長人	代 理	99	46.9	513,814	52,350	461,464	同上
		大	学	卒	38	44.4	454,286	29,679	424,607	
		短	大	卒	15	45.6	475,986	23,538	452,448	
技		高	校	卒	45	48.8	564,732	77,262	487,470	
術		中	学	卒	*	*	*	*	*	∫ 係の長及び
	事	務	係	長	407	45.0	398,975	36,617	362,358	係長級専門職
関		大	学	卒	188	42.2	393,929	36,156	357,773	
係		短	大	卒	38	43.1	346,902	23,889	323,013	
Harry.		高	校	卒	180	48.0	414,002	39,777	374,225	
職		中	学	卒	*	*	*	*	*	
種	技	術	係	長	486	44.6	493,317	67,160	426,157	同上
		大	学	卒	170	39.3	432,661	37,845	394,816	
		短	大	卒	44	41.5	435,339	46,879	388,460	
		高	校	卒	272	48.7	543,559	90,139	453,420	
		中	学	卒	-	-	-	- 02 -	-	

- 93 -

					3m -1.	= 0.	平成 25 年	4月分平	均支給額	
	耵	锁 種	名		調査	平均	きまって支給	ì		備考
	ĄF	以 1年	石		実人員	年齢	する給与	うち時間外	(A-B)	7期
							(A)	手当 (B)		
					人	歳	円	円	円	for the last of the state of th
	事	務	主	任	388	42.7	362,831	42,127	320,704	√ 係制のある事業所において、主任の職名を有する者又は係制のない事業所の主任のうち、課長代理以上に直属し、直属の部下を有する者職能資格等が上記主任と同等と認められる主任
		大	学	卒	145	39.8	364,972	48,760	316,212	柳北貝竹寺が上記士江と内寺と節の54ヶ公士江
		短	大	卒	43	43.0	329,658	28,530	301,128	
		高	校	卒	198	44.7	369,724	40,324	329,400	
事		中	学	卒	2	32.2	239,308	41,537	197,771	
務	技	術	主	任	447	44.3	438,930	57,000	381,930	同上
		大	学	卒	149	40.0	406,896	50,542	356,354	
•		短	大	卒	45	40.1	417,465	71,982	345,483	
技		高	校	卒	252	46.8	454,936	56,738	398,198	
術		中	学	卒	*	*	*	*	*	
ניוער ו	事	務	係	員	1,915	35.1	272,685	28,779	243,906	
関		大	学	卒	669	32.0	287,799	35,977	251,822	
係		短	大	卒	336	36.9	255,345	21,185	234,160	
		高	校	卒	901	36.8	267,319	25,820	241,499	
職		中	学	卒	9	43.2	280,099	49,039	231,060	
種	技	術	係	員	1,582	31.4	320,416	51,317	269,099	
		大	学	卒	637	30.1	315,684	48,791	266,893	
		短	大	卒	197	31.3	300,709	40,696	260,013	
		高	校	卒	744	32.5	329,452	56,497	272,955	
		中	学	卒	4	56.0	377,109	35,629	341,480	

2 企業規模500人以上

		<u> </u>					亚 战 25 年	4月分平	均 支 給 額	
					調査	平均	きまって支給		20 人和 版	
	Ą	哉 種	名		実人員	年齢	する給与 (A)	うち時間外 手当(B)	(A-B)	備考
	支	Γ _ε		長	人 14	歳 52.7	円 740,527	円 0	円 740,527	構成員50人以上の支店(社)の長 (取締役兼任者を除く。)
	工	均	野	長	13	53.1	842,034	0	842,034	構成員50人以上の工場の長 (取締役兼任者を除く。)
	事	務	部	長	50	52.3	636,057	903	635,154	構成員20人以上又は2課以上の部の長 職能資格等が上記部の長と同等と認められる部
事	技	術	部	長	116	52.3	698,333	2,235	696,098	の長及び部長級専門職 (取締役兼任者を除く。)
務	事	務音	平 次	長	7	52.3	580,307	0	580,307	上記部長に事故等のあるときの職務代行者) 職能資格等が上記部の次長と同等と認められる
•	技	術音	事 次	長	24	48.9	665,108	2,915	662,193	部の次長及び部次長級専門職
技	事	務	課	長	174	49.7	566,033	16,765	549,268	│ 構成員10人以上又は2係以上の課の長 ∤職能資格等が上記課の長と同等と認められる課
術	技	術	課	長	317	47.9	562,789	7,670	555,119	の長及び課長級専門職
	事	務 課	長 代	理	77	47.0	555,017	71,323	483,694	上記課長に事故等のあるときの職務代行者 課長に直属し部下に係長等の役職者を有する 者
関	技	術 課	長 代	理	52	49.5	624,410	85,267	539,143	解長に直属し部下4人以上を有する者 職能資格等が上記課長代理と同等と認められる 課長代理及び課長代理級専門職
係	事	務	係	長	179	47.0	454,694	44,037	410,657	 保の長及び 保長級専門職
職	技	術	係	長	321	45.4	544,955	78,227	466,728	
種	事	務	主	任	199	44.2	419,878	53,225	366,653	係制のある事業所において、主任の職名を有する者又は係制のない事業所の主任のうち、課長 代理以上に直属し、直属の部下を有する者
	技	術	主	任	291	45.8	464,940	58,770	406,170	職能資格等が上記主任と同等と認められる主任
	事	務	係	員	844	33.6	293,072	33,391	259,681	
	技	術	係	員	1,044	30.8	328,093	51,223	276,870	

3 企業規模100人以上500人未満

					調査	平均	平成25年	4月分平	均支給額	
	Д	散 種	名		爽 全		きまって支給 する給与 (A)	i うち時間外 手当 (B)	(A-B)	備考
	支	Г	 F	長	人 3	歳 56.0	円 726,788	円 0	円 726,788	構成員50人以上の支店(社)の長 (取締役兼任者を除く。)
	工	ħ	易	長	7	53.1	580,753	0	580,753	構成員50人以上の工場の長 (取締役兼任者を除く。)
	事	務	部	長	70	53.1	508,455	898	507,557	構成員20人以上又は2課以上の部の長 職能資格等が上記部の長と同等と認められる部
事	技	術	部	長	54	51.7	548,346	3,316	545,030	の長及び部長級専門職 (取締役兼任者を除く。)
務	事	務音	部 次	長	35	52.1	492,690	1,157	491,533	】 上記部長に事故等のあるときの職務代行者
	技	術音	第 次	長	12	52.0	478,225	7,984	470,241	部の次長及び部次長級専門職
技	事	務	課	長	175	48.6	452,264	1,060	451,204	│ 構成員10人以上又は2係以上の課の長 │職能資格等が上記課の長と同等と認められる課
術	技	術	課	長	156	47.2	439,981	1,976	438,005	の長及び課長級専門職
BB	事	務 課	長 代	理	61	45.2	421,953	16,817	405,136	上記課長に事故等のあるときの職務代行者 課長に直属し部下に係長等の役職者を有する 者 課長に直属し部下4人以上を有する者
関	技	術 課	長 代	理	37	45.9	433,103	27,695	405,408	職能資格等が上記課長代理と同等と認められる課長代理及び課長代理級専門職
係	事	務	係	長	195	43.3	367,868	35,216	332,652	係の長及び 係長級専門職
職	技	術	係	長	156	42.7	373,048	38,719	334,329	
種	事	務	主	任	155	41.3	312,833	30,116	282,717	(条制のある事業所において、主任の職名を有する者又は係制のない事業所の主任のうち、課長 (代理以上に直属し、直属の部下を有する者
	技	術	主	任	139	39.3	351,724	55,493	296,231	職能資格等が上記主任と同等と認められる主任
	事	務	係	員	917	36.2	260,946	26,180	234,766	
	技	術	係	員	465	32.8	293,026	47,049	245,977	

4 企業規模50人以上100人未満

					=□ +	# lb	平成25年	4月分平	均支給額	
	H ¹	哉 種	名		調査	平均	きまって支給	ì		備考
	Ą	敢 性	泊		実人員	年齢	する給与	うち時間外	(A-B)	/佣
	1					115	(A)	手当 (B)		
	支	г	与	長	人	歳	円	円	日 日	構成員50人以上の支店(社)の長
	X	/1	İ	K						(取締役兼任者を除く。)
	エ	‡	员	長	_			I		構成員50人以上の工場の長 (取締役兼任者を除く。)
	事	務	部	長	5	49.0	406,579	0	406,579	構成員20人以上又は2課以上の部の長 職能資格等が上記部の長と同等と認められる部
事	技	術	部	長	8	52.8	490,945	0	490,945	の長及び部長級専門職 (取締役兼任者を除く。)
務	事	務音	化 次	長	4	49.8	440,050	0	440,050	】 上記部長に事故等のあるときの職務代行者 】職能資格等が上記部の次長と同等と認められる
	技	術音	第 次	長	4	50.8	405,745	0	405,745	部の次長及び部次長級専門職
技	事	務	課	長	6	42.7	345,920	0	345,920	↑ 構成員10人以上又は2係以上の課の長 ♪ 職能資格等が上記課の長と同等と認められる課
術	技	術	課	長	14	44.2	381,772	19,303	362,469	の長及び課長級専門職
	事	務 課	長代	理	2	50.5	291,655	7,105	284,550	課長に直属し部トに係長等の役職者を有する 者
関	技	術 課	長代	理	10	40.7	333,080	0	333,080	解長に直属し部下4人以上を有する者 職能資格等が上記課長代理と同等と認められる 課長代理及び課長代理級専門職
係	事	務	係	長	33	43.7	297,248	12,042	285,206	 保の長及び 保長級専門職
職	技	術	係	長	9	41.9	315,190	57,609	257,581	
種	事	務	主	任	34	39.9	263,402	29,508	233,894	保制のある事業所において、主任の職名を有する者又は係制のない事業所の主任のうち、課長
	技	術	主	任	17	37.1	315,082	25,691	289,391	代理以上に直属し、直属の部下を有する者 職能資格等が上記主任と同等と認められる主任
	事	務	係	員	154	37.9	224,070	17,550	206,520	
	技	術	係	員	73	35.2	315,403	69,932	245,471	

その2 公民給与比較の対象外職種

企 業 規 模 計

		調査	平均		4月分平	均支給額	
	職種名	実人員		きまって支給 する給与	うち時間外	(A-B)	備考
		<i>XX</i>		(A)	手当 (B)		
技	電話交換手	人_	歳	円 -	円 -	円)
能• 労務	自家用乗用自動車運 転 手	5	48.6	259,846	39,314	220,532	業務委託契約等に基づき、他の事業所に おいて業務に従事している者を除く。
関係	守 衛	127	41.3	307,977	72,571	235,406	電話交換手については、見習、外国語の 電話交換手を除く。
職種	用 務 員	7	53.0	295,678	36,673	259,005	J
	船 長・機 関 長	2	56.5	874,264	326,684	547,580	1
海	一等航海士•機関士	-	-	-	-	_	
事	二等航海士・機関士	_	-	_	_	_	
関	三等航海士•機関士		l	_	-	-	沿海·平水5トン以上の船舶の乗組員
係	運航士	l	1	-	Ţ	I	11
職	甲 板 長・操 機 長	2	44.5	611,241	324,136	287,105	
種	甲 板 手・操 機 手	4	34.0	530,813	288,982	241,831	
	甲 板 員・機 関 員	3	28.3	457,905	250,359	207,546	,
	研 究 所 長	2	53.4	897,530	0	897,530	構成員50人以上の所の長 (取締役兼任者を除く。)
研究	研究部(課)長	50	49.0	618,132	2,695	615,437	構成員7人以上又は2室 (係) 以上の部(課)の長
関	研究室(係)長	25	44.5	527,701	3,231	524,470	構成員3人以上の室(係)の長
係	主 任 研 究 員	53	42.5	539,556	39,092	500,464	下記研究員より上位の者 (上記役職者を除く。)
職種	研 究 員	98	31.6	357,955	35,019	322,936	
	研 究 補 助 員	37	33.3	312,253	20,654	291,599	
医療	病 院 長	_	-	_	_	_	部下に医師又は歯科医師5人以上
関係職	副 院 長	3	51.0	1,707,631	141,667	1,565,964	上記院長に事故等のあるときの職務代行者
種	医 科 長	2	52.0	1,049,020	136,000	913,020	部下に医師又は歯科医師1人以上

				平成25年	4月分平	均支給額	
	職種名	調査	平均	きまって支給	ì		· 備 考
	141 141 141 141 141 141 141 141 141 141	実人員	年齢	する給与	うち時間外	(A-B)	/佣 /5
				(A)	手当 (B)		
	医師	人 17	歳 52.3	円 1,256,804	円 158,611	円 1,098,193	
		11	04.0	1,230,604	130,011	1,090,193	
医	歯 科 医 師	_	_	_	_	-	
	薬 局 長	5	51.8	544,063	2,400	541,663	部下に薬剤師2人以上
療	薬 剤 師	16	40.7	339,179	13,512	325,667	
	診療放射線技師	26	37.3	309,640	27,618	282,022	
関	臨 床 検 査 技 師	40	44.0	296,495	15,835	280,660	
	栄 養 士	26	36.7	233,220	9,100	224,120	
係	理学療法士	79	30.9	287,581	12,815	274,766	
	作 業 療 法 士	66	30.4	278,280	9,197	269,083	
職	総 看 護 師 長	6	57.7	504,464	0	504,464	部下に看護師長5人以上
	看 護 師 長	94	47.4	382,317	41,778	340,539	部下に看護師又は准看護師5人以上
種	看 護 師	184	38.5	309,324	39,473	269,851	
	准 看 護 師	138	43.1	274,403	56,670	217,733	
111	大 学 学 部 長	9	57.2	517,119	0	517,119	
教	大 学 教 授	29	54.5	448,136	0	448,136	
育	大 学 准 教 授	28	46.5	420,483	0	420,483	
関	大 学 講 師	21	42.4	318,971	0	3 18,97 1	
	大 学 助 教	-	-	-	-	-	
係	大 学 助 手	_	=	-	_	_	
職	高等学校校長	*	*	*	*	*	
種	高等学校教頭	4	53.5	495,978	0	495,978	
	高等学校教諭	40	42.8	430,677	6,978	423,699	

公民給与の比較における対応関係

行政職 給料表	企業規模500人以上 の事業所	企業規模100人以上 500人未満の事業所	企業規模50人以上 100人未満の事業所
9級	支 店 長 ・ 工 場 長 事務部長・技術部長 事務部次長・技術部次長		
8級	事務課長・技術課長	支 店 長 ・ エ 場 長 事務部長・技術部長	
7級	事 初 麻 及 一汉 的 麻 及	事務部次長・技術部次長	支 店 長 · 工 場 長 事務部長・技術部長
6級	事務課長代理·技術課長代理	事 務 課 長・技 術 課 長	事務部次長・技術部次長
5級	TOWN A THE ATTENDED		事務課長・技術課長
4級	事務係長・技術係長	事務課長代理•技術課長代理	事務課長代理·技術課長代理
3級	平初	事務係長・技術係長	事務係長・技術係長
2級	事務主任・技術主任	事務主任・技術主任	事務 主任・技術 主任
1級	事務係員・技術係員	事務係員・技術係員	事務係員・技術係員

民間における職種別・学歴別初任給

職種	学 歴		初	任	給	額
	大	事務		1	86,061	円
	学	技 術		1	91,364	
	卒	全		1	87,111	
事務員・技術者	短大卒	事務		※ 1	48,000	
	高	事 務		1	51,217	
	校	技 術		1	62,935	
	卒	全		1	59,351	
研 究 補 助 員	高 校 卒			* 1	70,000	
看 護 師		養成所卒	× 204,370			

- (注) 1 金額は、きまって支給する給与から時間外手当、扶養手当、通勤手当等特定の者にのみ 支給される給与を除き、職員の地域手当に相当する額を含むものである。
 - 2 技術者(短大卒)、研究員(大学卒)、研究補助員(短大卒)、医師(大学卒)、薬剤師(大学卒)、診療放射線技師(短大卒)、栄養士(短大卒)、准看護師(養成所卒)、大学助教(大学卒)、大学助手(大学卒)、高等学校教諭(大学卒)、船員(海上技術学校卒)についても調査したが、該当がなかった。
 - 3 ※印のあるものは、調査実人員が10人以下であることを示す。
- 備考 職員の場合、現行の行政職初任給は、大卒相当180,500円、高卒相当145,900円である。

第22表

民間における給与改定の状況

(単位:%)

役職段階		ベースアップ 実施	ベースアップ 中止	ベースダウン	ベースアップの 慣行なし
係	川	15.2	23.7	0.0	61.1
課	長 級	13.6	23.6	0.0	62.8

第23表

民間における定期昇給の実施状況

(単位:%)

		頁目	定期昇給	定期昇給実施				定期昇給	定期昇給			
役職 段階	i \		制度あり					減	額	変化なし	停止	制度なし
係		員	84.9	81.8	12	.8	4.6	Ö	64.4	3.1	15.1	
課	長	級	81.4	77.8	10	.0	5.4	4	62.4	3.6	18.6	

(注) ベースアップと定期昇給を分離することができない事業所を除いて集計した。

第24表

民間における雇用調整の実施状況

項目	実施事業所割合
採用の停止・抑制	7.5
転籍	7.7
希望退職者の募集	4.7
正社員の解雇	0.7
部門の整理閉鎖・部門間の配転	3.3
業務の外部委託・一部職種の派遣社員等への転換	1.7
残業の規制	1.8
一時帰休•休業	4.8
ワークシェアリング	0.0
賃金カット	2.3
計	23.1

- (注)1 平成25年1月以降の実施状況である。
 - 2 計は、全体に占める雇用調整を実施している事業所の割合である。

民間における賃金カット等の実施状況

(単位:%)

項目 役職段階	賃金カット等を実施した事業所	賃金カット等を実施した事業所 における平均減額率
係員	2.8	3.3
課長級	4.4	4.4

(注) 平成25年4月分の給与について、賃金カット、一時帰休・休業又はワークシェアリングのいずれ かを実施した事業所の状況である。

第26表

民間における扶養(家族)手当の支給状況

扶養家族の構成	支 給 月 額	(参考)全国民間
配 偶 者	11,980円	14,747円
配 偶 者 と 子 1 人	17,450円 (5,470円)	20,695円 (5,948円)
配偶者と子2人	22,566円 (5,116円)	25,970円 (5,275円)

- (注)1()内の金額は、支給月額のうち、子が1人増えることにより増加する額である。
 - 2 扶養(家族)手当の支給につき配偶者の収入に対する制限がある事業所を対象とした。
 - 3 全国民間は、人事院報告の数値である。(以下各表において同じ。)

備考 職員の場合、扶養手当の現行支給月額は、配偶者については13,000円、配偶者以外については、1人につき6,500円である。なお、満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子がいる場合は、当該子1人につき5,000円が加算される。

第27表

民間における住居(住宅)手当の支給状況

支	給 の	有 無	事業所割合	(参考)全国民間
支		給	52.9%	48.9%
非	支	給	47.1%	51.1%
借家・借間居住者に対する住居(住宅)手当		25,000円以上	€ 27,000円以上	
月額の最高支給額の中位階層		26,000円未満	28,000円未満	

備考 職員の場合、住居(住宅)手当の現行の最高支給限度額は、27,000円である。

第28表

民間における初任給の改定状況

(単位:%)

					(1 124 • 707
項目	採用あり	初任給の改定状況			採用なし
学歴		増額	据置き	減額	
大学卒	24.4	(10.7)	(89.3)	(0.0)	75.6
高校卒	20.6	(9.0)	(91.0)	(0.0)	79.4

(注)()内は、採用がある事業所を100とした割合である。

第29表

民間における昇給制度の状況

(単位:%)

	項目					(1)— (3)
へ 役職 段階		昇給制度あり	自動昇給	査定昇給	昇格昇給	昇給制度なし
係	員	87.4	49.6	62.3	32.2	12.6
課	長 級	84.4	41.6	58.7	32.4	15.6

(注) 昇給制度の内容は、複数回答である。

第30表

民間における冬季賞与の配分状況

項目 役職段階	一定率(額)分	考課査定分
係員	69.2	30.8
課長級	61.2	38.8
部長級(非役員)	59.7	40.3

第31表 民間における月45時間を超え60時間を超えない時間外労働の割増賃金率の状況

割增賃金率	適用	従 業 員	(参考) 適 用 事 業 所		
刊項貝並平	割合	累積割合	割合	累積割合	
31%以上	29.0	29.0	9.5	9.5	
30%	29.5	58.5	35.0	44.5	
29%	0.0	58.5	0.0	44.5	
28%	1.6	60.1	2.0	46.5	
27%	1.4	61.5	1.9	48.4	
26%	0.0	61.5	0.0	48.4	
25%	38.5	100.0	51.6	100.0	

⁽注) 適用従業員及び適用事業所の割合は小数点以下第2位を四捨五入しているため、その計が それぞれの累積割合と一致しない場合がある。

第32表

民間における再雇用者(公的年金が一部支給される者)の給与水準の取扱い

(単位:%)

	平成25年度以	降に変更する		検討中	
	平成24年度と比 べて引き上げる	平成24年度と比 べて引き下げる	変更しない		
月例給与	0.0	0.8	91.5	7.7	
年間給与	0.0	1.3	91.0	7.7	

(注) 定年年齢が60歳であり、かつ、平成25年4月以降、フルタイムの再雇用制度を有する事業所を100とした割合である(次表において同じ。)。

第33表

民間における再雇用者(公的年金が支給されない者)の給与水準の取扱い

(単位:%)

	公的年金が一部支給される再雇用者の水準と比べて			₩₽₩
	高くする	低くする	同じにする	検討中
月例給与	2.9	0.4	86.9	9.8
年間給与	2.9	0.4	86.9	9.8

第34表

民間における再雇用者(公的年金が支給されない者)の単身赴任手当の取扱い

	単身赴任手当を 支給する	単身赴任手当を 支給しない	未定	転居を伴う 異動がない
55.5	(98.0)	(2.0)	(0.0)	44.5

- (注) 1 定年年齢が60歳であり、かつ、平成25年4月以降、フルタイムの再雇用制度を有し、かつ、 定年前の常勤従業員に単身赴任手当を支給する事業所を100とした割合である。
 - 2 ()内は、公的年金が支給されない再雇用者に転居を伴う異動がある事業所を100とした割合である。